

令和3年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

会 議 録

令和3年10月20日（水）

（WEB会議）

関 東 地 方 知 事 会

令和3年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

1 日 時 令和3年10月20日（水）13：45～15：25

2 会 場 WEB会議

3 出席者

会長	山梨県知事	長崎	幸太郎
	東京都知事	小池	百合子
	茨城県知事	大井川	和彦
	栃木県知事	福田	富一
	群馬県知事	山本	一太
	埼玉県知事	大野	元裕
	千葉県知事	熊谷	俊人
	神奈川県知事	黒岩	祐治
	静岡県知事	川勝	平太
	長野県知事	阿部	守一

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 令和3年度関東地方知事会歳入歳出補正予算（案）について
- (3) 令和4年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について
- (4) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

開会の前に申し上げます。

本日、茨城県の大井川知事におかれましては、遅れて到着されるとのことでございます。

協議に加わられた後、時間によりご退席されるとのことでございます。

また、東京都の小池知事、群馬県の山本知事、および千葉県の熊谷知事におかれましても、途中でご退席されるとのことでございます。

ご退席後は、代理の方にご出席をいただきます。

つきましては、協議の進行に当たりまして、東京都提案と茨城県提案は、従前の説明順を変更させていただきます。

予めご了承願います。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度定例第2回秋の関東地方知事会議を開会いたします。

私は、事務局を担当しております山梨県知事政策局長の長田と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長である山梨県の長崎知事より御挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長

各都県の知事の皆さまには、大変御多用のところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言の解除からこの方、関東におきます新型コロナウイルス感染症の感染状況ですが、比較的落ち着きを取り戻しているのではない

でしょうか。これも各都県の皆さまの御尽力が実を結んでいるものと心からの敬意を表する次第であります。

本日の会議開催に当たりましては、本来であれば実り豊かなフルーツ、あるいはワインの里において、皆さま方をお迎えいたしまして、本県が誇る甲州ワイン、あるいは日本酒、その他大いに自慢を申し上げたかったところではあるのですが、もうしばらくは、やはり慎重に対処したほうがよからうということでありまして、大変残念ではありますが、昨年度に引き続きましてWEB会議形式とさせていただきました。

是非とも各都県知事の皆様におかれましては、次の機会に山梨県に足をお運びいただければ幸いに存じます。心から歓待をさせていただきたいと思っております。

さて、本日は、昨日総選挙が公示されまして、それぞれの地域で大変慌ただしい状況ではないかと思っております。新政権のスタートに際しまして、本日の会議の成果をしっかりと国に伝えていく必要があるかと思っております。そのためにはまさに、最適なタイミングでの会議開催となりました。

本日は是非、お時間の許す限り活発な御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、これから先の進行は会長にお願いしたいと思っております。長崎知事、よろしくお願いいたします。

(3) 新任・再任知事挨拶

○会長

それでは、協議に先立ちまして、前回、令和2年10月21日にWEBにて行いました会議後に当選されました知事の皆さまを御紹介したいと存じます。

最初に、本年4月に御就任されました千葉県の熊谷知事、是非、御挨拶

挨拶を賜りますようお願い申し上げます。

○千葉県知事

皆様こんにちは。今回初めて、関東地方知事会議に参加をさせていただきます、千葉県の熊谷でございます。会長である長崎知事をはじめ、事務局の山梨県の皆さま、本日の会議の開催に御尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

私も山梨に伺って、皆さま方と交流をさせていただきたかったと思っております。関東地方1都9県に共通する諸課題について、先輩知事の皆さま方にも学ばせていただきながら、千葉県として役割をしっかりと果たしていきたいと思っております。どうぞ御指導よろしくをお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

続きまして、令和2年12月に御再任されました、栃木県の福田知事、御挨拶を賜りますよう、お願い申し上げます。

○栃木県知事

引き続き、お世話になることになりました、福田でございます。よろしくをお願いいたします。

長崎知事には、お骨折りをいただきまして、お礼を申し上げます。

また、特別おいしいワインを見せてもらう機会がなくなりましたし、印伝のお土産も買いたかったのですけれども、次の機会にしたいと思っております。

ところで、何年前に鬼怒川の堤防が決壊しまして、そのときの知事の方々から栃木の水がいっぱい流れてきたから堤防が決壊したと、冗談半分に言われたことがありました。10都県の中で、栃木県の役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えておりますが、その1つは流域治水対策であります。加えて、関東平野を潤す豊かな栃木の水を守っていかなくてはなりませんので、水源涵養を図るとともに、10都県のうちの半

分で水源地域保全条例が出来上がっているわけですがけれども、本県も速やかに条例をまとめたと思っていますし、届出義務制度、さらには違反者には過料を科すなど、対策を強化しながら関東平野を潤す栃木の豊かな水を守ってまいりたいと、水源地域を守っていききたいと思っています。皆さま方と連携を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

最後に、本年7月に御再任されました、静岡県の川勝知事、御挨拶をお願い申し上げます。

○静岡県知事

第4期目になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私どもは山梨県さんと同じく、富士山を擁する県でございます、長崎知事とは、一緒にお風呂に入って、おいしいワインをいただくというような兄弟のような関係ということでございます。

これからの4年間、よろしくお願い申し上げます。

○会長

お願いいたします。

ありがとうございました。

(4) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 令和3年度関東地方知事会歳入歳出補正予算（案）について
- ・ 令和4年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

○会長

それでは、引き続きまして、協議に入らせていただきたいと思います。存じます。

お手元の次第に従いまして、はじめに（１）の国の施策及び予算に関する提案・要望について協議をお願い申し上げます。

資料１「提案・要望事項について」を１枚おめくりいただきまして、提案要望事項の一覧を御覧いただきたく存じます。この一覧の中に１２の項目ごと、提案都県または事務局の説明後に意見交換を行いたいと存じます。円滑な議事の進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、１「地方分権改革の推進について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは１「地方分権改革の推進について」御説明申し上げます。これは共同提案として、毎年提案要望を行っている事項でございます。地方分権改革の着実な推進を図っていく必要があることから真の地方分権型社会の実現といたしまして、国と地方の役割分担の適正化など７項目、また真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築といたしまして、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援など１５項目、合わせて２２項目につきまして提案要望を行うものでございます。

以上でございます。

○会長

それではこの項目につきまして御意見があれば挙手の上、よろしくお願い申し上げます。

それでは長野県の阿部知事よろしくお願い申し上げます。

○長野県知事

御指名ありがとうございます。

地方分権改革、毎年のように繰り返し求めているわけではありますが、今のコロナ禍、コロナ対策の中で、やはりその必要性が改めて強くクロ

ーズアップされたのではないかと思います。提案内容は基本的に賛成でありますが、例えばコロナ対応では、いろいろな要請を行わせていただきましたけれども、特措法24条9項に基づく休業要請は政令11条の施設に限定されるといったようなことが、法律には書いていないのに国の通知で限定がかけられています。

また、地方創生臨時交付金も協力要請推進枠を使うときに、国に事前に協議をするということで、なかなか機動的な活用をしづらいと、さまざまな課題があります。これは多くの知事の皆さんも感じられていることではないかと思いますので、是非、抽象的な地方分権改革にとどまらず、今回のコロナ禍を踏まえた対応が、なかなかできなかった部分があるということ、強く国にも訴えていく必要があると思います。

また、これは国に求めるだけではなくて、何か地方分権改革は、とかく国と地方の権限の争いみたいな形で国からは映りがちですけれども、本当に機動的、適切な対応をするためには、より地方分権的な仕組みでコロナ対策も、あるいはその他のいろいろな取り組みも進めていくことが必要だということ、しっかりアピールしていくことが重要だと思います。

この関東知事会においても、きちんこの地方分権改革を重要なテーマとして位置づけて取り組んでいければありがたいなと思っておりますし、またコロナの影響が続いていますので、是非、厚労大臣や担当大臣と密接なコミュニケーションを取り、国には具体例を交えて構想段階からわれわれの意見を聞いてもらうということ、さらに求めていく必要があるというように思っています。

そういう意味で、地方分権改革、皆さんとも一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。ほかにございますか。

(なし)

○会長

ありがとうございます。コロナ対応を踏まえました具体的な経験がもう既に積み重なっているわけですので、それはしっかり国に対して要望してまいりたいと思います。

それでは、続いて4「特定家畜伝染病対策について」、これは栃木県さんと神奈川県さんの共同提案でありますので、まずは栃木県、そして神奈川県の方に御説明をお願いしたいと存じます。

○栃木県知事

それでは、栃木県から先に説明申し上げます。

関東地方知事会の構成県においても、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの特定家畜伝染病が連続して発生しております。本県におきましても3月には高病原性鳥インフルエンザが、4月には豚熱が発生いたしました。関東地方知事会の全都県から獣医師などを派遣していただきましたので、この場で御礼を申し上げる次第であります。

また昨日、群馬県の前橋市で豚熱が発生したとのことでありまして、大変心配をしております。本県といたしましても派遣要請など、速やかに対応をしてまいりたいと思いますので、現地ではその陣頭指揮をよろしくお願いしたいと思います。

特定家畜伝染病の発生につきましては、地域の畜産業に大きな影響を及ぼすことから、発生予防、発生した場合の対策強化に加えて、防疫作業にかかる負担軽減措置を講じてほしいと思います。

1番目の項目ですが、豚熱につきましては、予防的ワクチンの有効性は高いのでありますが、今年度、栃木、神奈川、山梨、群馬におきまして、いずれもワクチン接種農場で発生しております。国においては、科学的知見を基本に、予防的ワクチンの適切な接種適齢期など、明らかにしてほしいと思います。また、子豚期の2回接種につきましては、神奈川県において黒岩知事が説明していただきます。

2番目についてですが、ワクチンの切れ目ない接種を行うために、今

月から栃木県では知事認定獣医師による接種を開始することといたしました。これによって、国が示した1農場あたり3回の接種が可能となる体制が構築されることとなりますが、今後、長期にわたってワクチン接種が続くと思われまますことから、農家負担の軽減がより一層図られるよう、財政的支援の充実を求めたいと思います。また、大規模農場では、1人の獣医師が1日に2千頭のワクチン接種を行う場合もあるようでございまして、労力軽減、安全性の確保の観点から、家畜防疫員または知事認定獣医師の指示監督の下で、養豚農家による接種を可能とする制度の改定の検討をお願いしたいと思います。

3項目目につきましては、高いレベルで飼養衛生管理基準を遵守していて、最新設備も備えてあるにもかかわらず特定家畜伝染病が発生していることを踏まえ、畜舎へのウイルス侵入を阻止し、かつ農場の負担軽減につながるような新たな技術開発に努めてもらいたいと思います。後段の部分については、黒岩知事から御説明をいただきます。

4項目目につきましては、2つの大規模農場で同時に本県で発生したわけですけれども、防疫作業従事者は延べ1万7千人、経費は予算ベースで約24億円の補正を行いました。栃木県のような大規模農場での豚熱発生、あるいは千葉県のように同一県内における高病原性鳥インフルエンザの連続発生などの場合には、地方自治体の人的財政的負担が莫大なものとなります。発生農場の規模、発生件数に応じて財政的支援措置を、例えば激甚災害と同程度まで引き上げるなどの支援策の拡充を求めたいと思います。

5項目目につきましては、家畜の出荷を再開するまでの間、収入がありませんが、雇用者への賃金の支払いなど、さまざまな支出が生じます。現行融資制度の金利負担の軽減、あるいは手当金の早期交付、手当金がなかなか交付されないということで、早期交付などを求めたいと思います。本県では、豚熱発生によりまして、発生農場から県内のと畜場への出荷が約8万頭減少してしまいました。と畜料収入など約4億円の減収となる見込みでありまして、と畜場の運営に大きな影響が出ております。発生農場だけではなく、豚熱の発生により影響を受けた関連

事業者への支援制度の創設も求めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて黒岩知事のほうにお願ひしたいと思ひます。

○会長

黒岩知事よろしくお願ひいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。

それでは、お手元の神奈川県資料を見ながら聞いていただきたいと思ひます。

まず、1の背景でありますけれども、平成30年9月に岐阜県において、国内で26年ぶりに豚熱が発生いたしまして、これがどんどん広がってまいりました。関東地方へも広がってまいりまして、令和元年10月に豚へのワクチン接種開始後、発生数は一定に抑えられましたけれども、本県でも迫ってまいりまして、実は令和元年度年末年始、休みを返上して獣医師を中心にして延べ550名体制で初回接種を対象となったすべての豚に対して、ワクチン接種を実施しました。全部打ち終わったといったところで、何とか水際で防ぐことができた、そのときは一安堵としたわけでありました。

しかしながら、令和2年9月以降、ワクチン接種を行う全国9県、19農場で豚熱が発生しております。

本県におきましても令和3年7月8日に豚熱の発生が確認されていまして、8月に入り、山梨県、群馬県で発生、また昨日さらに1件、群馬県で発生するなど、さらなる感染拡大が危惧されているところであります。

さらに野生イノシシの感染は今なお全国に拡大している状況にありまして、豚熱を終息させるには、息の長い継続的な取り組みが必要であります。

2の現状と課題、これを御覧いただきたいと思ひますが、豚熱対策に

については、今回、群馬県から提案されています。野生イノシシの対策のほか、2つの課題があると考えております。

課題1にあるとおり、子豚期のワクチン接種時期の見極めの難しさです。下のイメージ図を御覧いただきたいと思っております。

ワクチン抗体量が高い母豚から生まれた子豚、これは生まれながらにして抗体、これは移行抗体を持っておりまして、50日齢に達した一定程度の抗体量を持っています。ワクチン抗体量の低い母豚から生まれた子豚、これは移行抗体が少なく、同じ50日齢でも消失すると言われております。

資料右側のポイントに記載のとおり、この豚熱ワクチンは抗体量が減少し、免疫力が弱くなった時期にワクチン接種を実施しないと、効果が上がらないことから、ワクチンの適切な接種時期の見極め、これが難しいようであります。

国は従来生後50日から60日齢での接種が望ましいとしておりましたけれども、7月の本県の発生事例ではまさにこの日齢の豚で感染が確認されておりまして、8月の群馬の発生事例は、生後40日齢の豚で感染が確認をされております。

そのためワクチンを有効に機能させるためには、免疫を持った子豚に対するワクチンの適切な接種時期、回数を解明するとともに、解明するまでの間は試験的にこの都県の主体的な判断により、30日から40日齢で1回目、50日から60日齢で2回目とするなど、2回接種を選択できるよう、防衛指針の重大な運用を可能とするといったことがそれでありま。

次に、裏面を御覧いただきたいと思っております。

2つ目は課題2にありますとおり、徹底した飼養衛生管理基準の順守であります。

ワクチンを接種していてもすべての豚が免疫を獲得できるわけではなく、またワクチンが実用化されていないアフリカ豚熱がこれらに侵入すれば、豚熱以上に被害が拡大するリスクがあります。

豚熱やアフリカ豚熱ウイルスから農場を守っていくためには、野生動

物の侵入防止対策など、飼養衛生管理基準の順守、これが最も重要であります。今後、永続的に飼養衛生管理基準を順守し、続けていくには、飼養者による施設の改修等、不断の取り組みが必要でありますけれども、経済的な負担が大きいことから、補助金等による国の財政支援が必要となっております。

以上のように今後、豚熱の拡大、感染を食い止め、養豚農家が将来にわたり安心して経営できる環境を整えていくためには、豚熱の感染リスクを低減するための国の支援が喫緊の課題となっております。

そこで3. 提案内容を御覧いただきたいと思います。

1、豚熱について、子豚の感染予防を図るため、全国的な免疫付与状況調査および感染実験等の科学的知見を踏まえ、予防的ワクチンの適切な接種時期・回数について早急に解明すること。また、解明するまでの間、試験的に子豚期の2回接種を都県の主体的判断により選択できるよう、防疫指針の柔軟な運用を可能とすること。

2、継続して飼養衛生管理基準を順守する必要があることから、施設の改修等が行えるよう、国の財政的支援を拡充すること。

以上、2点を関東地方知事会として国に対し要望することについて、賛同いただきたいと思います。

私からは以上です。

○会長

ありがとうございました。

ただいま、栃木県、神奈川県両県知事から御説明がありました。

いかがでございましょうか、御意見があれば挙手にてお願いいたします。

まずは、群馬県の山本知事どうぞ。

○群馬県知事

ありがとうございます。

まず、長崎知事、それから山梨県の事務局の皆さん、関東知事会の開

催に御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

豚熱について、昨日、4例目が発生した群馬県の知事として、1点申し上げたいと思います。

福田知事からも、お話がありましたが、昨晚、4例目となる豚熱の患畜が、前橋市内で確認されました。

豚熱対策については、昨年秋の関東地方知事会でも、私から各都県との一連の連携を呼びかけさせていただき、各都県同様、群馬県としても、さまざまな対策に全力を注いでまいりましたので、非常に残念で、痛恨の極みでございます。すでに防疫措置には着手しておりますが、各都県への獣医師派遣など応援要請を検討することになると思いますので、そのときはまた皆さんに御負担をおかけしてしまいますが、御協力をお願い申し上げます。

先ほど、福田知事と黒岩知事に御提案いただいた内容については、もちろん賛成でございます。

今年8月に発生した群馬県内の例ですが、黒岩知事からもお話がありましたが、これまで推奨されてきた50日から60日齢での豚熱ワクチン接種を実施していたにもかかわらず、患畜が確認されたということがあります。本県の養豚関係者からも、科学的治験に基づいた適切なワクチン接種時期の再検討も要望されておりますし、子豚期の適切なワクチン接種時期解明は、本県としても大きな課題と考えています。

非常に専門的な判断を求められますので、両県から提案をしていただいたとおり、国においては早急に適切な接種時期の解明をいただくよう御提言いただければと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、埼玉県の大野知事、よろしく願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

まずは両県の御提案につきまして、賛成の立場から2点、コメントさせていただきます。

1点目につきましては、養豚農家が予防的ワクチン接種を可能とする制度改正でございますが、豚熱ワクチンが家畜伝染予防法第50条に基づく知事の許可がないと使用できない製剤に指定されていること、また接種については、同法第6条の命令に基づき原則として、県の職員である家畜防疫員が、知事の命令により行うこととされておりますので、ワクチンの適正な管理、適切な使用が担保される制度としていただきたいと思っております。

そして2点目ですが、実は関東地域で、今回初めて患畜が出たのは埼玉県でございました。その前の年までは、ワクチンの接種を国は認めておりませんでした。これは強く働きかけた結果、ワクチンの接種とともに、野生のイノシシに対する経口ワクチン、これをしっかり行うというふうな、大臣から表明があったにもかかわらず、令和3年度には事業費の配当額が半減したために、経口ワクチンの散布回数を減らさざるを得なくなりました。

野生イノシシにおける豚熱の感染制御のためには、抗体保有率60%が目標とされていて、この国の考え方、集団免疫という考え方に立てば、一部のワクチン散布というのはあり得ないはずでありますので、経口ワクチンの散布の確実な実施と継続が必要であるところ、御提案にもございました、国の十分なデータというものを改めて、私どもからもお願いをさせていただきたいと思っております。

両県知事、ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。

それでは、千葉県の熊谷知事お願いします。

○千葉県知事

まず栃木県と、神奈川県さんの提案に大いに賛同をいたします。

先ほど、福田知事のほうからもお話いただきましたけれども、千葉県では昨年度鳥インフルエンザが連続的に発生いたしまして、全国の殺処分数のほぼ半数に近い458万羽の殺処分という、大変大きな被害を受けました。令和3年度春の関東地方知事会においても、この鳥インフルエンザ対策について提案をして、国に対し要望活動の実施をしたところでもあります。

しかし、これも福田知事に触れていただきましたけれども、発生原因および感染経路が特定されておりませんし、また経営再建のための農場への手当金の支給が遅れている状況にあります。

豚熱含めて、特定家畜伝染病の対策について、発生要因の解明をはじめとする防疫体制の強化はもとより、被害を受けた農場が一刻も早く経営再建できるように、支援策の拡充が重要であります。

国において、早急な対応をお願いしたいと、我々千葉県としても考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

野生イノシシ対策については、群馬県の提案・要望にも関連してまいります。

続きまして、群馬県から5「豚熱感染拡大防止に係る野生イノシシ対策について」について御説明をよろしくお願いいたします。

○群馬県知事

先ほど福田知事と黒岩知事から、主に農場内での豚熱対策について御提案をいただきましたが、本県からは野生イノシシ対策に特化した要望として、1つ目は、科学的知見に基づく野生イノシシの豚熱感染拡大防止対策の戦略的な実施、2つ目は、経口ワクチン散布、抗体付与状況調査などの対策強化および経口ワクチン内製化の加速、3つ目がICT等

を活用した捕獲技術のさらなる開発、普及及び予算確保、この3つを提案させていただきたいと思っています。

特に3つ目の要望に関しては、群馬県はデジタル先進県を目指しておりますが、ICTを活用した県独自の野生イノシシの捕獲機器というものを開発いたしまして、8月から実証導入を開始しました。

捕獲従事者の減少や高齢化に対応するためには、こういったICTを活用した効率的で普及性の高い捕獲技術のさらなる開発、普及を行うことが不可欠だと思います。これは国を挙げて取り組んでいただきたいと思いますっており、是非、国の取り組み、自治体への支援というものを強くお願いをしたいと思います。

豚熱対策は、昨日も発生しておりますが、まさに関東知事会構成都県の共通の課題だと思っています。都県間の連携が最も有効の分野の1つであるというふうに考えておりまして、昨日本県で発生した事例についても、疫学調査結果等をしっかり各都県知事の皆さんと、共有をしてみたいというふうに考えており、豚熱対策については、是非、一層の連携を改めてお願いをしたいと思います。

会議の途中で本当に恐縮ですが、豚熱対応の関係で、大変申し訳ございませんが、途中退出させていただいて、あとは知事戦略部長に代理出席をさせていただければと思っています。

○会長

ここで、群馬県の山本知事、御退席になられます。ありがとうございました。

— 群馬県知事退席 —

ただいまの件につきまして、御意見があれば是非よろしく願い申し上げます。

それでは、川勝知事どうぞ。

○静岡県知事

静岡県では、豚熱は1頭も発生しておりません。これは神奈川県、山梨県、あるいは岐阜県、愛知県、そうしたところで発生しているわけですが、私どもは今、群馬県知事さんがおっしゃったように、野生イノシシが問題であるという観点から、経口ワクチンを散布いたしまして、もちろん野生イノシシの捕獲、それからまた死亡、そうしたものの陽性、陰性を確認して、それに応じて経口ワクチンを散布する、これがおそらく奏功して豚熱にかからないでこれまで来た。ですから群馬県知事の御提案は、至極もったもなことでありたいというふうに存じます。以上であります。

○会長

ありがとうございます。

黒岩知事、よろしく願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。

群馬県の提案に賛成いたします。

なお、本県では令和2年5月に県北部の相模原市で、県内で初めて豚熱に感染した野生イノシシが確認をされました。その後、同年12月までは同市内の感染にとどまっておりましたが、翌年度の3年1月以降、圏央地域に感染が拡大しまして、現在は県西地区まで感染拡大をしております。

野生イノシシ向けの経口ワクチン散布につきましては、令和2年1月から開始して、当初は県境を中心に散布しておりましたが、感染確認区域が拡大した現在は、野生イノシシの感染が確認されている地域や、養豚場のある地域に集中的に散布しております。

さらに野生イノシシの捕獲強化につきましては、令和2年度より、遠隔監視が可能なICT罾の貸与を行っているほか、令和3年度は捕獲奨励金制度も創設したところでありますけれども、残念ながら本県におけ

る野生イノシシの豚熱感染は拡大を続けているといったところが現状であります。

そうした状況にも関わらず、本県の今年度の野生イノシシ向け経口ワクチン散布予定個数は、昨年度の散布個数を3割以上下回っている状況でありまして、その原因は国の経口ワクチン散布にかかる各都府県に対する予算配分額が減少していることによるものであります。

捕獲従事者からも捕獲に伴う防疫作業の負担が増えていることから、支援を求められておりまして、群馬県の提案のとおり、国に置いて必要な予算を十分確保する必要があると考えております。

本県としましても、豚熱の発生のリスクの高い農場の周辺など、イノシシ捕獲に対する捕獲奨励金の上積みや、ICTわなの追加対応など緊急的な取り組みを始めております。

今後とも、養豚所における豚熱の発生を予防するため、野生イノシシ対策にも重点的に取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

○会長

ありがとうございました。

ほかに意見はありますか。

(なし)

○会長

それでは、本件につきまして、先ほどの特定家畜伝染病対策と併せて、原案のとおりとさせていただければと思います。

引き続きまして、お時間の都合で先に東京都の小池知事から2「土砂災害防止に向けた盛土の安全対策の推進について」、御説明をお願い申し上げます。

○東京都知事

長崎知事、ありがとうございます。

まず、関東知事会の開催に当たりまして、長崎知事はじめ、まず山梨県の皆さま、誠にありがとうございます。

ここまでの豚熱や、またイノシシ、ニホンジカなどなど、自然との共生の中で、なかなか豚の件は養豚ということになりますけれども、大きな、広域的な課題であり、また負担軽減という点では共通の項目でございますので、賛成させていただいたところでございます。

それから東京都の提案内容の御説明をさせていただくわけでございますけれども、近年わが国は地震、台風、豪雨など、本当に自然災害に見舞われてその被害も激甚化しているところであります。

また、東日本大震災などでは大規模な盛土造成地の滑動崩落が起こって、今年の7月においては、今日は川勝知事もいらっしゃいますが、静岡県の熱海市で記録的な大雨で土石流が発生ということが記憶に新しいところです。

土砂災害、中でも盛土の安全性に関する懸念が高まっているところでございます。

国は熱海市の土砂災害を受けて、盛土の安全対策に関する関係府省連絡会議を設置をして、崩壊リスクのある盛土の実態を把握するためということで、都道府県に依頼して総点検を実施しているところです。

今後は、総点検によって危険と判断されました盛土の是正措置を行うとともに、大規模な盛土造成地の崩落によつての被害防止策を講じることは急務となっているわけです。

このため、国に対して3点要望したいと考えております。

1点目です。危険度の高い盛土が抽出された場合に、法令等の位置づけがないということから、調整が難航する場合があります。そのため、是正措置を講ずるにあたっての基準などを明示する、また地方公共団体が是正の措置を講ずる場合は、財政支援を行うということを求めていくこと。

2点目は、現行の宅地の耐震化推進事業の実施に、多大な費用がかかるわけでありまして、また法令上の実施主体の責務、また役割など明確で

ないという課題がございます。

そこで（１）といたしまして、大規模盛土造成地の耐震化事業におきまして、住民が理解しやすい技術情報の提供、そして調査・対策費用の縮減策の検討など、総合的な施策の充実を図ること、これが１点目。

（２）として、都県、区市町村、また土地の所有者などの責務と役割について法令などに基づいて明確に定めること、またその場合は、権限について法令に位置付けること。

（３）でありますけれども、民地を多く含む大規模な造成地におきまして、地方公共団体が事業を実施すべき理由、またその範囲を明確に示すということ、さらにこの財政支援を行うことを求めているものであります。

それから３点目の造成地の土地所有者による管理でございますが、まず造成地の売買で、施工内容など土地の管理に必要な情報が、土地の取得者に引き継がれていない、また適正に管理ができていないということがありますので、ここの法令整備を図る。また宅地分譲された造成地は所有者が複数に分かれていて、一体的な取り組みが困難であることなどから、造成地の土地所有者が一団の土地を連帯して維持管理するための制度の構築などを求めるものであります。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。御理解いただければと思っております。

— 茨城県知事出席 —

○会長

ありがとうございました。

それでは、大井川知事御出席ですが、まずはじめにこの問題を協議した上で、御挨拶をいただきたいと思います。

この点、本件に関しまして御意見を賜りたく存じます。それでは大野知事どうぞよろしく願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

都知事からの御提案につきましては、賛成でございます。特にその中でも2点、強調させていただきたいのですが、1点目は令和2年7月26日に、埼玉県秩父市田村というところでは土砂が大崩落いたしました。最終的に代執行を行ったのですが1.5億円の費用を要しました。この費用は差し押さえなどによって行為者から回収を図っておりますけれども、全額を回収することが極めて困難な状況にあります。国における方針、そして役割分担、さらには財政支援、ここは必須だというふうに考えておりますところ、是正措置を講ずるにあたっては地方自治体の負担が軽減されるよう、是非、国において財政支援を講じるようお願いしていただきたいと思います。

もう1点、埼玉県では第一次のスクリーニングはすでに終わっておりますけれども、大規模盛土造成地の第二スクリーニング、いわゆるボーリング調査や安定計算及び対策工事といったことに多額の費用が見込まれております。国の補助はあるのですが、第二次スクリーニングでは補助率が3分の1、令和4年までは2分の1ですけれども、対策工事では4分の1、条件によっては2分の1で、これは非常に多額の財政出動が要請されることになり、さらなる財政支援が必要となるところ、改めて都知事からの御提案に対して、特にこの点、私どもとしても協調させていただきたいと思っております。

当然、提案については賛成でございます。

○会長

ありがとうございます。

長野県の阿部知事、お願いいたします。

○長野県知事

ありがとうございます。私も小池都知事の御提案、全面的に賛成であります。長野県においても、緊急的に点検を進めてきたわけでありませ

けれども、しかしながら各個別法に基づく所管の部署が行っているということで、何であれ対策対応をしていくことの必要性というのは、痛感しているところであります。

また、法規制等がないゆえに、地権者や関係者の協力をいただきながら、取り組んでいるという実態でございます。

そういう意味で、できればここに追加をいただければありがたいと思っておりますのは、本県のように山間の地域を多く抱えている地域、都道府県などでは、宅地造成地以外の場所においても盛土をしっかり管理していくということが大変重要な課題になっております。

そういう意味で、御指摘の地域以外の盛土についての規制も含めて、是非、災害防止の観点から、全国統一的な基準・規制を設けるということも加えていただければありがたいと思っております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

引き続きまして、栃木県よろしくお願いいたします。

○栃木県知事

東京都の御提案に賛成をいたします。

これまでも、条例で各都県は縛りをかけているわけですがけれども、罰金が非常に安いので、やり得になってしまうという課題があるという指摘があったと思います。

加えて、県で条例を施行し、一定基準以上は県で、それ未満については、市町が行っているわけですがけれども、それでも最低だと300平方メートルとか500平方メートルを下回ると条例から漏れてしまっておりますので、そこで危険箇所が発生した場合の、是正措置を行うべきものが不明確になってしまいます。

それらにつきまして、国におきましては関係自治体との調整の上に役割分担をしていかなければならないというように思いますので、小池知

事のお話の中で、2項目目の(3)がそれに近いですがけれども、この条例等で漏れてしまっているところの危険度が高いところについては是正など、自治体の役割は誰がやるのかという問題ですがけれども、これらの整理もする必要があるように思いますので、役割分担についての項目を書き足していただくとありがたいというように思います。

○会長

ありがとうございます。

今、これまで長野県の阿部知事からは宅地以外の場所についても対象に繰り込むという話。

それから栃木県の福田知事は役割分担、条例が漏れている部分の対処など、しっかり役割分担の明確化の追加というお話がありましたけれども、これらも含めていかがでしょうか。

小池知事、いかがでしょうか。

○東京都知事

ありがとうございます。

やはり現場でさまざま苦勞されておられる皆さま方から具体的な提案をいただきました。

また、この後、静岡県の方からも提案があるというふうに伺っております。

これはやはり広域と言いましょうか、それぞれに共通した課題でございますので、土砂災害に関する要望をワンボイスにして、国に伝えたほうが効果的かと存じますし、またこの後御提案されます土砂災害、これは静岡県の方から御提案されるということ聞いております。都の提案とまとめる形で調整していけば、ワンボイスになり、より効果があるのではないかと考えます。

○会長

ありがとうございます。

それでは静岡県、川勝知事、お願いいたします。

○静岡県知事

私は、小池都知事さんの御提言に、全面的に賛成です。今、付け加えられましたコメントも賛成でございまして、本県、熱海の土石流につきましては、東京都ほか、皆様から御支援賜りまして、この問題は非常に山国である日本には共通することが多いということがございますから、本県も土砂災害の防止に向けた法整備について、御提言申し上げるところでございましたが、小池都知事さんの御提言どおり、一つにまとめて、共同提案にして提言するというのが一番賢明ではないかというふう存じます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

それでは、今いただきました御意見を含めまして、事務的に調整をさせていただいて、後ほど御説明いただきます静岡県の御提言も含めて、1つにまとめまして、提言という形にしたいと思っておりますので是非、よろしくお願いいたします。

○東京都知事

いろいろ御配慮ありがとうございました。

○会長

ではここで、小池知事、御公務のために御退席されます。ありがとうございました。

— 東京都知事退席 —

これから先は、梶原副知事が代理で御出席をされますので、よろしく
お願いいたします。

ここで、先ほど御参加された大井川知事におかれましては、茨城県知事に御再任されておりますので、協議の途中ではありますが、御挨拶をお願いしたいと思います。

○茨城県知事

茨城県の大井川でございます。

公務の都合で途中参加となりまして、大変申し訳ございません。

去る9月5日、知事選挙におきまして、多くの県民の皆さまから御支援をいただき、2期目の県政を担うことになりました。引き続き、茨城県の発展のために、全力を尽くすとともに、関東地方知事会の皆さま方とも力を合わせて、地方自治の発展に貢献してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

ありがとうございます。

それではまた協議に戻らせていただきたいと思います。

続いて埼玉県から6「発達障害児に関わる診療・療育体制の整備について」、御提案お願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

発達障害児に関わる診療、療育体制の整備について、3点の提言をさせていただきます。

発達障害に対する社会的認知の広がりにより支援を必要とする子どもは増加傾向にあります。

発達障害の早期発見、早期支援は、子どもたちが抱える生きづらさ、あるいは保護者の不安の軽減、子どもの社会への適応のためにも極めて重要であると考えています。

発達障害者支援法におきましても、早期発見、早期支援が国や地方公共団体の責務として規定されているところであります。しかしながら、

専門的な診療をできる医師あるいは医療機関は不足しており、全国的に初診の待機期間の長期化が課題となっています。

また医師や作業療法士などの人材を育成し、身近な地域において支援ができる体制づくりも不可欠であります。ついては、これを踏まえ3点、国に要望することを御提案申し上げます。

1点目でありますけれども、小児科医が必要なカウンセリングを行った場合に算定できる小児特定疾患カウンセリング料の年数制限の廃止です。

この算定は、医療機関へのインセンティブとなっていますけれども、2年間だけに限られています。そのため、小児科医が長期にわたって、発達障害児の診療を行うことの妨げとなってしまっています。そこでこの診療報酬に定められている年数制限の廃止を求めたいと思います。

2点目でありますけれども、適切な支援ができる人材を育成するための財政支援の充実であります。都道府県や政令市は発達障害者支援センターを設置し研修事業などを行っておりますが、人材育成の重要性に鑑みしっかりとした財政措置を国に求めるべきと考えます。

3点目でございます。障害福祉サービス等報酬改定の見直しであります。今年度の障害福祉サービス等報酬改定により、専門職を配置した事業者には報酬が加算される措置が取られていますが、その効果とさらにはその検証と見直しを求めたいと思っています。

以上、発達障害児に関わる診療、療育体制の整備について御提案を申し上げますので、御討議よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

本件に関しまして御意見を賜りたいと思います。

(なし)

○会長

山梨県におきましても、昨年度子どものこころサポートプラザというものを開設いたしまして、療養体制強化に取り組んでいますけれども、なかなか今回、大野知事から御提言いただきましたように、この年数制限というのは大変大きな障害になりうるということを、私どもも現場からそういう声をいただいているところであります。

それでは、ただいまの大野知事からの御提言につきましては原案のとおりとさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では引き続きまして、千葉県から7「学校教育の充実に向けた人材の確保について」御提案をお願いいたします。

○千葉県知事

ありがとうございます。

千葉県のほうからは、学校教育の充実に向けた人材の確保について国に要望することを提案させていただきます。

現在、小学校では、国の専科指導の加配などを活用して、英語であったり、理科、図工、体育など、さまざまな教科において専科指導を実施しています。

この専科指導は、児童が知識や技能を習得するという、学力の面でも、そして教員の負担を軽減する、働き方改革という部分でも大変有意義であります。

しかしながら、この加配教員の活用に当たっては、国がさまざまな要件を設定しております。現在の基準では、小規模校においてはこの専科教員の配置が難しい実態があり、地域間格差、こうしたものが生じてしまいかねません。専科教員を配置するための要件の緩和が必要だと考えております。

また、国において、専科指導の加配定数を増やすために、一人ひとりの児童の学力の状況や、教科の特性に応じたきめ細かな指導に活用する少人数指導の加配定数を振り替えるという形になっております。各学校においては少人数指導の加配教員を活用して、指導法を工夫して授業を

行っているところで、学校の裁量によって加配教員を柔軟に活用できる仕組みとすることが重要だというふうに考えています。

今、国では、学級編制基準を40人から35人へと移行する形を方針として示しておりますが、35人を基本としながらも、それぞれの地方自治体や学校現場の実情に応じて柔軟に、そうした教員の配置を決めていくことができるようにすることが併せて大事だと考えています。

子どもをめぐる問題は複雑化、多様化しております。学校全体で、児童生徒の情報共有を図ると同時に家庭や地域と連携・協働することがこれまで以上に必要となってきました。

そうした児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行う上で、スクール・サポート・スタッフであったり、スクールカウンセラーなど、学校を支える多様な人材を配置して「チーム学校」をつくるということが教員の負担軽減だけではなくて、子どもたちへの指導を充実させる点からも、大変重要であります。

そこで本県からは、まず1つに専科指導のための加配定数について、従来措置されていた少人数指導の加配定数からの振替によらずに、措置できるよう、必要な定数措置を講じること。

そして2つに、国から措置される加配定数について、配置や活用に条件を付けることなく、地域の実情や学校の実態に応じて、専科指導や少人数指導など、多様な指導方法を学校が選択をして、柔軟な活用ができるように制度の見直しをすること。

3つに、学校を支える人材の配置についてスクールサポートスタッフや学習指導員など多様な人材の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充すること。

以上につきまして、国に要望することを本県から提案をさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

この点に関しまして、御意見いかがでしょうか。

(なし)

○会長

よろしいでしょうか。

山梨におきましても、この点、大変関心を持っているところでありまして、私どもも少人数教育には特に力を入れて実現しようとしているところでもあります。関東各都県の総意といたしまして、国にしっかりと要望をしていくこととし、本件は熊谷知事からの御提言のとおり、原案のとおりとさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○千葉県知事

すみません。途中で大変申し訳ありません。この後の所用の関係で、こちらで失礼をすることをお許しいただきたいというふうに思っております。失礼をいたします。

○会長

ありがとうございました。

これで、千葉県熊谷知事、御公務のために御退席されます。

— 千葉県知事退席 —

それでは、茨城県から、3「医師確保対策について」御提言をいただければと思います。

○茨城県知事

茨城県からは、毎回同じでございますが、医師確保対策について、再度提案させていただきたいと思っております。

医師不足問題を解消して、すべての住民が安心安全な医療が受けられ

る体制の整備、これは今回のコロナ禍でも大きな問題となったわけですが、今年度追加した3点について御説明させていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、これまで医師の勤務環境の変化や感染症が発症した場合も考慮した上での医師の需給計画の再度の検証、また医師多数とされている地域においても、実際には政策医療の医師が足りていないということもお聞きしますことから、地域間の医師の奪い合いを招くことのないように、医師数全体の底上げを図って、臨時定員を含む、医学部定員の確保のほかに、医学部新設に係る規制緩和などを要望してまいりました。今回はこれに加え、地域枠制度について地域の実情に応じた運営を可能とすることを要望するものでございます。

現在、国においては、医学部定員について、減員に向けて、恒久定員内への地域枠の設置など一定の要件を満たした場合のみ臨時定員の設定を要請可能とする方針で議論は進められていると伺っております。

しかしながら各都道府県における医科大学の数や定員、地域医療の状況などがそれぞれ異なりますので、国が一律に臨時定員の設置要件を設定するのではなく、恒久定員内への地域枠の設定条件に関わらず、柔軟な運用を可能とするように要望するものでございます。

2つ目でございます。県民の安心安全を守るために、地域医療の最後の砦となるような中核病院の医師の確保が重要であると考えて、茨城県の場合は重点的に、医師の確保に取り組んでおります。こうした取り組みを確実に進めていくためには、医師を養成派遣する大学に地域医療の確保充実を図るという責務があることをしっかりと認識していただくことが、重要であると考えております。

残念ながら、茨城県ではそうではない事案が発生しております。このため、大学が地域医療を担う医師の養成や医師派遣など、主体的に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じるとともに、財政支援などのインセンティブを設定するなど、実効性のある対策を実施するようお願いしたいというものでございます。

4でございます。こちらは、前回の要望において追加したものでござ

いますが、地域枠制度からの離脱の防止策として、都道府県の同意なく地域枠を離脱した場合には、原則専門医の認定がなされないこととされたところでございますが、これを実効性のあるものとするためにも、都道府県が法的な責任を負わされることのないよう、国が専門医の認定要件として、地域枠の従事勤務の履行を明確に位置付けるなど、責任を持って整備することを要望するのでございます。

医師不足や地域偏在の問題は、小手先の制度の見直し程度では、その解決は極めて難しいため、医学部の新設や医科大学の積極的な協力を促す対策などこれまでの常識にとらわれない柔軟な発想での抜本的な対策が必要ではないかと提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

本件に関しまして、御意見を承りたいと存じます。

大野知事、お願いいたします。

○埼玉県知事

大井川知事、ありがとうございます。

埼玉県といたしましても、全面的に賛成の立場でございます。その上で申し上げますと、埼玉県も非常に医師不足に悩んでおり特に新型コロナウイルス感染症の対応についても苦慮したところであります。都道府県の医師偏在の解消には国が主体となった抜本的な対策がおっしゃるとおり、私も必要だと考えております。

埼玉県では平成30年度医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が完全に崩れていると思っています。医師不足が顕著であり医学部定員が少ない地域に対しては、医学部新設の規制緩和等が必要だと考えており、県としてもしっかりやりますけれども、是非、関東知事会としても、全面的に取り組むよう、私どもといたしましても、ともに取り組ませていただきたいと思いますので、全面

的に賛成いたします。

○会長

ありがとうございます。

それでは川勝知事お願いいたします。

○静岡県知事

全面的に賛成です。実は静岡県は370万人いますけれども、医科大学は1つです。

したがって、10万人あたりの医師数は、皆さま方のどの都県よりも低いです。そうした中で、今回の御提案は非常に重要です。私どもは、この4月から社会健康医学大学院大学というのを作りまして、これは病気にかかった方を治すのではなくて、病気にかからないようにするという、予防医学、これは最近では社会健康医学と言っておりますけど、大学院大学を設置しましたところ、これに応募する学生さんが、定員20人のところ2倍以上来られたということでございました。

こうした努力をしておりますけれども、抜本的な今回の御提案のような措置を求める必要があるということで賛成いたします。

○会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○会長

私ども山梨県も茨城県さんの御提案に全面的に賛成です。近年一貫してこの重要課題に大井川知事、お取り組みいただいておりますことに改めまして敬意と感謝を申し上げる次第です。特にコロナのときに、大学との連携ですとか大学の積極的な役割ですとかこういうことがいかに重

要かというのは痛感したところでもありますし、そういう意味で、より主体的な役割を果たしていただくような工夫、これは大変重要なことだろうと思います。

それでは本件に関しましては原案のとおりとさせていただきます、各都県共通する重要課題として、粘り強く国に実現を求めていきたいと存じます。誠にありがとうございました。

続きまして、それでは山梨県からになります、8「警察官の増員、警察車両および装備資機材の整備による治安基盤の充実・強化について」御提案申し上げたいと思います。

本件ですが、まず全国の刑法犯認知件数、こちらは平成15年以降右肩下がりに減少しているところではありますが、個別の事例事案に目を向けますと、例えばDV、児童虐待といった人身安全関連事案、あるいは特殊詐欺ですとか、女性、子ども、高齢者などが被害者となる犯罪というものは引き続き高い水準で推移している、こういう状況を承知しております。

関東地方知事会構成都県におきましては、全国の刑法犯認知件数の42%が集中していると、特に特殊詐欺は全国の60%と、大変人口の多いこともありまして大変高い率になっています。警察官1人当たりの人口負担率は、埼玉県が649名ということで全国1位となっているのを筆頭に、千葉、長野、茨城、神奈川、静岡など、この知事会の構成県が上位を占めている状況でございます。大変人的負担が大きい状況になっております。

加えまして、自然災害に対する住民保護ですとか、あるいはさらには各種安心安全な社会を維持していくために人的基盤の強化、あるいは車両などの装備資機材の充実強化を併せて行っていく必要があるかと思っております。

つきましては、以下2点に関しまして国に特段の措置を講じていただきたいと考えます。

1点目は、治安に対します国民の不安を解消し、安全安心な社会を実現するために必要な人的基盤を強化すること。

2点目はマンパワーを最大限発揮できるように警察車両および警察資機材の充実強化を図ること。この点について、国の措置を求めているとしたらどうかと思います。いかがでございましょうか。

(なし)

○会長

よろしいでしょうか。

ではこの点につきましては、原案どおりとさせていただければと思います。

では引き続きまして、静岡県川勝知事から9「防災防疫対策等の推進について」御提言をお願いいたします。

○静岡県知事

長崎知事、ありがとうございます。

私ども、常に地震・津波対策などの防災対策、並びに新型コロナウイルス感染症をはじめとする防疫対策に、昨年度に引き続き提案をしていますが、今回は新たに追加したものについてのみ説明をいたします。

まずは、先ほど、東京都知事さんからの御提言、これに対しまして、共同提案にまとめる形で調整することとなりましたが、私ども土砂災害の防止に向けた法制度の整備につきまして、改めてこの趣旨を御説明申し上げます。

これは、盛土の崩壊等による土砂災害防止に向けて、法制度の整備を要望するものでございますが、土砂等の埋め立て行為につきましては、適正な処理に関する法制度がありませんことから、環境への影響、人の命、財産が脅かされる事案が全国的に発生しております。本県では、先般の熱海市伊豆山におきまして、大規模な土砂災害、土石流により多くの人命、財産、家屋が失われまして、今後も同様の事態の発生が懸念されますことから、規制強化に向けて条例改正の作業を進めています。

しかし、土砂等は都道府県の県境を越えて運ばれるということでござ

いますので、条例で定める罰則では無許可事案などへの抑止力に乏しく、規制に限界があります。

そこで法制度の整備により、土砂等の適正処理を推進することが必要であるということです。

具体的には、1つ、土砂等の発生者責任を明確にする。2つ、土砂埋め立て等を許可制として、全国统一の基準を定めること。3つ、命令規定、抑止力のある罰則規定の設定。4つ、規定違反の場合、建設業法や廃棄物処理法の許可取り消しができるようにすること。5つ、行政代執行を行う際の自治体負担の軽減のための財政支援制度を創設すること。

そして最後に、デジタル技術を活用して、無許可の埋め立て、投棄行為等を監視できるシステムを構築すること。

これらを要望するものであります。

それ以外に、41ページの7、被災者生活再建支援制度の支援充実の強化の(4)災害公営住宅の建設に対する技術的・財政的支援と採択条件の弾力的な運用についてであります。

公営住宅法第8条におきまして、災害公営住宅の建設等に関わる国の補助の特例等が定められております。

特例の適用には、1つの市町村の中で滅失戸数が200戸以上であるということといったような、一定の条件が設けられております。

しかし、災害の規模内容等によりましては、滅失戸数の条件を満たしていない場合におきましても、災害公営住宅が必要となる場合が考えられます。それが今回本年7月3日に、熱海市伊豆山で発生した土石流災害の場合でございまして、これは滅失戸数の条件は満たされないものの、多くの住宅が長期の立ち入り規制を受けざるを得ない、生活再建に大きな支障が生じる事態となりました。

そこで滅失戸数や、被害区分の対象の拡大といった、条件緩和等による制度の弾力的な運用と災害公営住宅の建設に対する技術的・財政支援を求めるというものでございます。

最後にもう1点だけ、48ページの(3)のワクチン接種の取り組み強化についてでございますが、国民がワクチンを接種する必要はありま

すが、特に若年層の間で、副反応等を理由にワクチンの接種を控えるといった動きもみられます。国にはワクチン接種の有効性や安全性に関する正確な情報を積極的に発信していただくことを求めます。

また、国からワクチンの2回接種後、おおむね8カ月以上経過した者を対象として3回目の接種を実施する方針が示されましたが、詳細は引き続き議論するとされています。ワクチンの効果の継続期間につきましては、明確になっておりません。仮に全国民を対象としたワクチンの接種を定期接種化して毎年行うこととなりますと、接種主体の自治体にとりましては、体制の整備、医師会、医療機関との調整、予算措置等々、検討が必要なことがたくさんあります。

自治体による早期の検討や体制構築のため、国に対しましてワクチンの効果等に関する知見を収集し、必要であれば定期接種化に向けた制度の枠組み等の検討や、これを実現するための安定したワクチンの供給体制を確保していくことを求めるものであります。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

本件に関しまして、御意見を賜りたいと存じます。

それでは、黒岩知事お願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。静岡県のご提案に賛成いたします。

提案にありました各項目の、特に9の土砂災害の防止に向けた法制度の整備につきましては、土砂の不適正処理や、これに伴う災害の防止に対して大変有効であると考えております。

本県は、平成11年に土砂の適正処理に関する条例を定めまして、2千平方メートル以上の区域における土砂の埋め立て行為を許可制にするとともに、事業者に対して排水施設の設置を義務付けることなどによりまして、災害発生防止を図ってまいりました。

しかしながら、各自治体で任意で制定した条例は、規制内容がそれぞれ異なっておりまして、これは川勝知事も御指摘いただいたところでもありますけども、例えば県境を越えて規制が少ない自治体に土砂が搬入されるケースがあるなど、多くの自治体に共通する課題があります。また、条例で定める罰則の上限では違反行為の抑止に限界があるため、本県としましては法制化による全国統一の基準・規制を早急に設ける必要があると考えております。

このように私は、全国知事会の危機管理・防災特別委員会の委員長としまして、令和3年7月の大雨により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望、これをまとめまして、7月20日に防災担当大臣に対して、8月4日には国土交通副大臣、環境副大臣に対して直接要望を行ったところであります。

その後、8月の大雨等の際にも同様の緊急要望を取りまとめ、9月7日に防災担当大臣に対して、改めて直接要望を行ったところであります。

今後も、この法制化による全国統一の基準・規制の整備、各自治体の負担軽減等に向け、本県としても様々な機会をとらえて、国へ働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それでは、大井川知事、お願いいたします。

○茨城県知事

ありがとうございます。

川勝知事の御提言に、まったく賛成でございます。特に土砂災害の防止に向けた法制度の整備、こちらについても、茨城県も大変苦勞しています。残土条例を制定しつつも、やはり実効性が担保できていないということで罰則の強化なども必要不可欠だと思いますし、そもそも、川勝知事おっしゃったとおり、その発生者責任ということを確認しながら、

全国統一の埋め立てなどについての許可制、許可基準をつくった許可制というものをしっかりと制定していくことが重要だということで、私も、以前から関東知事会でも提言しておりましたし、単独でも国に対して要望をさせていただいております。しっかり、この関東知事会で連携して、共同で国に対してアプローチできればなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

○茨城県知事

すみません、私、ちょっとここで公務のため退席をさせていただきます。申し訳ございません。

○会長

それでは、大井川知事、御公務で御退席になられます。ありがとうございました。

それでは今、静岡県さんの御提案に対しましては、御意見はいかがでしょうか。

(なし)

○会長

よろしいでしょうか。

本件に関しまして、神奈川県黒岩知事、そして大井川知事からもお話がございました。また、先ほど東京都の小池知事からもお話がありました。

まず、東京都の御提言と併せて一本化をした上で、法制度の整備に向けまして、しっかりと国に対して取り組みを求めてまいりたいと思います。

また川勝知事におかれましては、近年一貫して本件御提言をいただいております。特にワクチンの、あるいは治療薬の国産化につきましても大変な進展も見られました。これは、川勝知事の粘り強い御尽力の賜物ということで感謝を申し上げる次第であります。

それでは本件に関しまして、今申し上げましたとおり、調整をさせていただきまして、国に対する要望にさせていただきたいと思っております。

それでは、大変お待たせをいたしました。続きまして、10「ウィズコロナ、ポストコロナの観光振興について」、長野県阿部知事から御提案をお願い申し上げます。

○長野県知事

よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから観光振興についての提言について、御説明を申し上げたいと思っております。

大きく6点、記載しております。これは各都県とも同じ状況だと思っておりますが、本県ではコロナ禍で様々な産業が影響を受けておりますが、特に観光関連産業が非常に大きな打撃を受けているという現状があります。ウィズコロナ時代、そしてポストコロナに向けて、なんとか観光振興をしっかりと進めていきたいと思っておりますし、そのことが地域経済を元気にすることにもつながります。特に本県のような地域は、観光が主たる収入源という地域も多くありますので、そういう意味では地域全体の活性化にもつなげていきたいと思っております。

これからのシーズンはスキーシーズンであります。また来年の春には、善光寺の御開帳、それから諏訪大社の御柱祭ということで、全国各地からお客さまにお越しいただける大きなイベントが目白押しでありますので、何とかコロナを抑制して、多くの皆さん方に安心してお越しいただけるような環境をつくっていきたくと思っています。

是非、各都県知事の皆さんにも来年、長野県へお越しいただければありがたいと思っております。

そういう観点で御説明します。まず1点目は、行動制限とその対応と

ということで、これについては、引き続き対応・対策をしっかりと行っていく必要があるわけでありませうけれども、緩和期においては観光を推進、そして抑制するときには事業者支援をしっかりと行ってもらうということが必要だと思っております。

それから2点目の観光需要喚起であります。Go To トラベル、あるいは地域観光事業支援、こういった取り組みがありますが、まず地域観光事業支援については、各自治体の判断で近隣地域との観光往来ができるように、柔軟な制度運用を求めるものであります。また、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置が適用されていた地域においては、こうした支援策を十分活用できない部分があるということで、是非こうした地域でも制度が使えるように、柔軟な対応を求めるものであります。

それから3点目に、現状分析、今後の方向性ということで、特に観光は非常に大きく影響を受けている状況でありますので、是非この影響の分析をしっかりと行っていただいたうえで、国においては観光再生ビジョン、そうしたものをつくって、強力に観光振興支援を行ってほしいと思っております。

4と5は、少し中長期的な話であります。新しい観光のスタイル、それから観光地域づくり、国の支援ということも今後、アフターコロナに向けてしっかりと行ってほしいと思っております。

最後に6番目が、インバウンドの推進ということでございます。

長崎会長にちょっとお願いなのですが、私どもから提案をさせていただいておきながら、修文をさせていただければありがたいと思っております。

インバウンドは、感染対策にしっかりと配慮しながら徐々に再開していくということが重要だと思っておりましたが、特に(2)のところ、感染状況が収束した際には、国を挙げた強力な誘客と記載しておりますが、是非、その前段に「ワクチン接種が進み、海外では入国制限を緩和する動きがあることから、我が国のインバウンド再開に向けた具体的なプロセスを早急に示すこと」、こういう一言を入れさせていただければあり

がたいと思っております。

背景を申し上げますと、特に本県はスキー場、スキー観光が盛んな県であり、これまでオーストラリアからの観光客が非常に盛んでありました。北米のカナダであるとかアメリカがだいぶ入国緩和をしてくれておりますので、実は今、オーストラリアの観光客等は、カナダ、アメリカへスキーに行く方向で検討されている方が非常に増えています。もちろん、感染抑止をしっかりとしながら考えていかなければいけないわけですが、我が国としても、インバウンド市場で出遅れるような形になってしまうと、後々まで尾を引くことになりかねませんので、是非、水際対策はしっかりと考えていただきながらも、どういう状況になれば、あるいはどういうタイミングで緩和するのかということ、国にしっかり方向付けをしてもらいたいと思います。

それによって、各観光地であったり、スキー場であったり、そうしたものに合わせた準備対応ができることとなりますので、是非、「インバウンド再開に向けた具体的プロセスを早急に示すこと」という一文を追加させていただければありがたいと思っております。

私からは以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは今、阿部知事からお話がありました追加も含めまして、御意見をいただければと思います。

それでは、大野知事お願いいたします。

○埼玉県知事

阿部知事、ありがとうございます。

全面的に賛成でございますが、1点、項目2の観光事業喚起策について取り上げていただいて本当にありがとうございます。

その中でも地域観光事業支援につきましては、御提案では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用などによって活用できない自治体と

ございますが、これは移行措置が終わった自治体について、これから仮に、24日以降、もしかすると変更されるところも多いかもしれませんが、その時に申請をしても観光庁としては受けられない、あるいはその事業者に委託することになりますけれども、実質的に12月で期限が終わってしまいますので、実はまったく申請ができない状況にあるということ、内々、私どもは聞いております。

厳しい環境に置かれた観光事業者の支援のためには、やはりG o T o トラベル事業の代替的な役割を持つ状況でございます。

特に、国の基本的対処方針では、段階的な移行措置が終わったあとも都道府県境を越える場合には、飲食も含め制限というような、お願いベースですけれども、かけるということになっておりますので、是非、ここにつきましては、現在、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言とございますが、それだけではなく、移行措置が終わったあとについてもということで、12月以降の期限の延長も是非、書き込んでいただけるとありがたいと思います。

そのほかは全面的に賛成でございます。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○会長

それでは、ただいま大野知事からいただきました御提言も含めまして、事務局で字句調整をさせていただいた上で、国に対する要望にしていきたいと思っております。

先般、阿部知事また川勝知事におかれまして、7月に観光庁に対しまして、この地域観光事業支援の緩和をお願いしたところですが、今、大野知事のお話にもありましたように、これは期限切れになってしまうと

意味がないものですから、また引き続き、これは関東知事会としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。大変ありがとうございました。

それでは、あと2件でございます。

11「二拠点居住等の推進について」、それから12「新規就農者育成総合対策について」、いずれも共同提案でございますので、私から説明をさせていただきたいと思います。

まず、11「二拠点居住等の推進について」であります。

テレワークの普及によりまして、場所にとらわれない働き方、暮らし方というものが急速に広がっております。関東知事会におきましては、本年5月に二拠点居住等研究部会を設立し、推進に向けた議論を重ねてきたところでございます。

この議論を通じまして、都会と自然がバランスよく配置された関東圏こそ二拠点居住が進展すれば、多くの人々が都県を越えて行き来し、人々のQOLあるいは地域全体の魅力がさらに高まるということが明らかになったところでございます。

こうした明るい未来を切り開いていくために、研究部会では二拠点居住者への行政サービスの提供、あるいは負担のあり方をはじめ新しい働き方、暮らし方の実現のために制約となっている様々な課題を明らかにしてまいりました。

この課題を解決するために、国に対しまして二拠点居住等の推進について関東知事会の共同提案を行いたいと存じます。

まずは1点目、二拠点居住等の実態把握といたしまして、国勢調査も含めた全国一律の調査を定期的の実施し、実態を可能な限り正確に把握し公表することを求めてまいりたいと存じます。

次に2点目、二拠点居住等に対応した新たな制度の構築と運用の検討といたしまして、二拠点居住等の実践者の把握方法につきまして、マイナンバー制度あるいは新たなデジタル技術の活用などを念頭に、自治体と連携して制度設計を検討し、災害時の安否確認などにつなげていただきたいと存じます。

また、住民票にとらわれない、実際の居住実態に即した公共サービスのあり方について、自治体と連携して検討することを求めてまいりたいと存じます。

特に実践者が安心して子育てできる環境整備のために住所地でなくても特定教育・保育などを利用できる仕組みですとか、区域外就学制度の活用が進む対策を求めてまいりたいと存じます。

さらに新たな公共サービスの提供に伴い、各自治体の適切な財源確保のあり方についても検討を求めてまいりたいと存じます。

具体的には、二拠点居住者に提供するサービスに係る財政需要や実践者の負担のあり方につきまして、地方交付税の算定あるいは住民税の確実な課税を通じて自治体が財源を適切に確保できる仕組みの検討を求めてまいりたいと存じます。

最後、3点目ですが場所にとらわれない多様な働き方、暮らし方が可能な環境の整備といたしまして、地方創生テレワーク交付金の継続やワーケーションに係る専門家派遣、実践者の移動にかかる負担軽減などの支援策を強化するよう国に求めてまいりたいと存じます。

我が国の地方制度ですが、住所が1つという前提のもとにこれまで組み立てられてまいりました。今回の提言は社会の変容、あるいは人々の意識と行動様式の変容に合わせて、その大前提に風穴を開けた先進的なものと考えております。

二拠点居住などの推進によりまして、関東圏の都市部と地方部のつながりを強化し、活力ある関東圏の実現につなげてまいりたいと考えます。

本件に関しまして以上でございますが、御意見を賜ればと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

(なし)

○会長

よろしいでしょうか。

それではこの件に関しまして、関東知事会の共同提案といたしまして

働きかけを行ってまいりたいと存じます。

引き続きまして、同じく共同提案でございます、12「新規就農者育成総合対策について」であります。

この提案に関してですが、2020年の農業センサスによりますと自営農業に従事する基幹的農業従事者数は全国で約136万人となっており、5年前の前回調査から39万人減少しております。

関東10都県におきましては、減少幅約11万人であります。

49歳以下の新規就農者数も減少傾向にありまして、令和元年は約1万9千人にとどまっております。担い手の確保育成は最重要課題ではないでしょうか。

国におきましては、平成24年度から全額国費による農業次世代人材投資事業を実施しており、関東10都県でも毎年度2千人を超える新規就農者を支援し、支援後の定着率は90%超と大変大きな成果を上げてきたところでございます。

しかしながら御案内のとおり、令和4年度農林水産省の予算概算要求で打ち出されました新規就農者育成総合対策におきましては、地方との事前の調整もないままに資金面の支援について、地方公共団体に2分の1の財政支援を求めることが唐突に盛り込まれております。誠に遺憾の状況ではないかと考えております。

農業の担い手の育成確保対策は言うまでもなく、我が国の農業農村の将来におきまして大変重要であります。財政力の差によって新規就農者の支援に差が生じることは不適切だろうと考える次第でございます。

このため国に対しまして、新規就農者育成総合対策のうち資金面での支援につきまして、これまでと同様に全額を国費で措置することを求めてまいりたいと存じます。

この点に関しまして、御意見を賜れば幸いに存じます。

いかがでございましょうか。

では、福田知事お願いいたします。

○栃木県知事

共同提案に賛成でございます。山梨県はブドウの産地、栃木県はかんぴょうの産地と、特産物というのは各都道府県にありますので、それが財政力の差によって、支援を必要とするものが確実に助成を受けられないということになりますと、特産物を守っていくこともできなくなってしまわないか。

そもそも農業は国の基ですので、それを国が中心になって積極的に対応していくのは当たり前の話で、今回の件は闇討ちみたいなものですから、これはやはり声を大きくして、国の役割をしっかりと果たせということを要求していくべきではないかと思えます。

○会長

ありがとうございます。

大変力強いお言葉で、心から感謝申し上げます。

いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件に関しましても共同提案といたしまして、国にしっかりとぶつけてまいるということにさせていただければと存じます。

誠にありがとうございます。

それでは、以上をもちまして提案要望事項についての協議を終了したいと存じます。

次に前回の春の会議で決議をいたしました、「令和3年度定例第一回（春）関東地方知事会議における提案・要望事項の措置状況については、お手元の資料2のとおりでありますので、後ほど御覧を賜ればと存じます。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。

（2）「令和3年度関東地方知事会歳入歳出補正予算（案）について」協議をさせていただければと思えます。

まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局

それではお手元の資料3をお願いいたします。

令和3年度関東地方知事会歳入歳出補正予算案でございます。

1ページを御覧ください。補正予算額は歳入歳出それぞれ加減算なく、総額は213万1千円となっております。

内訳は次のページに記載しておりまして、繰越金が多額となっているため、次年度繰越金となる予備費から返還金に補正しようとするものでございます。

内容につきましては、あらかじめ幹事会で協議をさせていただいております。

以上でございます。

○会長

それではこの予算案につきまして、御意見があれば是非ともどうぞよろしくをお願いいたします。

(なし)

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、令和3年度補正予算につきましては、案のとおり承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは、御異議なしということで、そのように、案のとおり承認をすることとしたいと存じます。

続きまして、(3)「令和4年度関東地方知事会歳入歳出予算(案)について」議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料4を御覧いただきたいと存じます。

令和4年度関東地方知事会歳入歳出予算案でございます。

1ページをお願いいたします。令和4年度歳入歳出予算総額は、それぞれ93万1千円となっております。

内訳は次のページに記載しておりますが、幹事会で協議をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略とさせていただきます。

以上でございます。

○会長

それでは本件に関しまして、御意見があれば是非ともどうぞお願いいたします。

(なし)

○会長

では令和4年度予算につきましては、案のとおり承認をするということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

それでは、案のとおり承認することといたします。

では、これにて本日予定していましたが協議事項は全て終了いたしました。

(5) その他

○会長

その他御発言があれば、挙手にてお願いをいたしたいと存じます。

(なし)

○会長

よろしいでしょうか。

○会長

では次回の会議につきましては、来年5月18日に都道府県会館で開催を予定しております。

また申し合わせによりまして、令和4年度は静岡県が会長県となります。

会長県の川勝知事から、御挨拶をお願い申し上げます。

○静岡県知事

本日は、会長県の長崎知事、大変素晴らしい提言や要望を皆さんの御協力のもとにまとめることができまして、御大役、御苦勞様でございました。

来年度は静岡県が会長県となります。この知事会議も来年度は、なんとか対面でできればなというふうに思います。

その暁には、今回はブドウ酒が飲めなかったのが誠に残念でございますが、静岡県の場合にはお茶でございます。川根の山のお茶、島田のお茶、金谷のお茶、牧之原のお茶、あるいは御前崎のお茶、あるいはまた美味しい日本酒がございまして、喜久酔とか、あるいは磯自慢とか、志太泉とか、初亀とか、おんな泣かせとか、これいずれも、大井川の南アルプスの供給してくれる水の恵みでございますが、こうしたものを中心に本県、439品目の食材がございまして、皆さん方をそれでおもて

なしをしないと。できれば対面で、皆さま方と直接、お目にかかる機会を得たいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○会長

川勝知事、ありがとうございました。

(6) 閉会

○会長

それでは以上をもちまして、令和3年度定例会第2回の関東知事会を閉会したいと存じます。

大変拙い司会で誠に御迷惑をお掛けいたしました。各都県知事の皆様のおかげで円滑に進められたことに心から感謝を申し上げます。

長時間にわたり誠にありがとうございました。

(終了)